破産手続廃止

平成２１年（フ）第１３６７２号
神奈川県横浜市神奈川区神奈川２丁目９－７―505
破産者　羽藤　大輔
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１４６号
東京都狛江市中和泉５丁目16－３―201、開始決定時の住所東京都狛江市元和泉２丁目23－５―202
破産者　森川　弘樹
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１７４号
神奈川県横浜市神奈川区片倉１丁目17―12―506、開始決定時の住所神奈川県横浜市南区浦舟町５丁目77―24―203
破産者　高橋　　弘
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０９９号
東京都町田市成瀬台２丁目11－９－２－１
破産者　高　美津子
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４４６号
東京都中央区勝どき３丁目２－３―708
破産者　高坂　秀雄
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４７６号
東京都中野区沼袋２丁目19番22号
破産者　株式会社カオルジャパン
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４７７号
東京都豊島区巣鴨４丁目28―15―４Ｆ、開始決定時の住所東京都豊島区要町３丁目55―４―301
破産者　宇都宮博人
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５４０号
東京都板橋区大山東町４番２号
破産者　株式会社塩野金物
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５４１号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1824―15
破産者　塩野　康弘
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５５７号
東京都品川区東大井６丁目４－８―105、開始決定時の住所東京都品川区東大井３丁目３－４―201
破産者　佐藤　静雄
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５５８号
東京都品川区東大井６丁目４－８―105、開始決定時の住所東京都品川区東大井３丁目３－４―201
破産者　佐藤　有子
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１３０号
東京都台東区日本堤２丁目26―９―202
破産者　藤原　　功
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７０６号
埼玉県蓮田市大字江ケ崎2048
破産者　松島　弘也
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２３６号
千葉県成田市加良部５丁目４－５―302
破産者　山口　慶樹
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３４０号
東京都千代田区外神田３丁目６番１号　第一協和ビル
破産者　ギガストーン株式会社
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３４１号
東京都板橋区高島平１丁目79―11―602
破産者　林　　和俊
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３６３号
埼玉県さいたま市岩槻区本町４丁目10番８号　佐藤ビル２Ｆ
破産者　株式会社ベルテックス
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３６４号
千葉県松戸市稔台５丁目３－１―102
破産者　田村　栄祐
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３７７号
東京都板橋区東坂下１丁目10―11
破産者　青野　美香
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４７６号
東京都江戸川区平井１丁目16―24
破産者　小泉　一男
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４７７号
東京都荒川区西尾久３丁目９―18―601
破産者　李　　善娥
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部